

都市計画道路道場三室線（栄和工区）の交差点計画を変更しました

1. 整備概要

都市計画道路 道場三室線は、市内を東西に結ぶ広域幹線道路です。
本事業により、4車線の道路ネットワークを形成し、一般国道463号(埼大通り)や主要地方道さいたま鴻巣線(新六間道路)の慢性的な交通混雑や渋滞の緩和が期待されます。

事業区間：①桜区大字下大久保地内 から 桜区中島4丁目地内まで
②桜区道場4丁目地内 から 桜区大字下大久保地内まで
事業年度：令和3年度～令和9年度（予定）
工事延長：約1.5km
幅員：30m

2. 都市計画道路の横断箇所の変更について

当初計画では歩行者が横断できる中間交差点は3箇所でしたが、地域にお住まいの方々より信号機の増設要望を受けたため、警察協議を実施し、交差点計画を変更しました。（図1、図2）

※信号機の設置は確定ではなく、今後の協議等により計画が変更になる可能性があります。

【地元要望箇所】

<要望箇所①>

道場バス停の延長上、栄和6丁目3番地 高崎歯科クリニックの交差点

<要望箇所②>

栄和1丁目1番地 M.T.糶ヶ谷戸の交差点

【地元要望箇所に信号機が設置できない理由】

<要望箇所①>

交差点位置が桜区役所入口交差点付近となってしまう、停止線及び横断歩道の設置が困難なため、信号機の設置は不可。

<要望箇所②>

新大宮バイパス交差点との離隔が確保できないため、信号機の設置は不可。

※埼玉県警により示されている信号機設置の指針によると、隣接信号機との誤認防止のため、隣接する信号機との距離は150m以上離すこととされている。

【要望を踏まえた市の対応】

地元小学校等に意見を伺ったうえで、通学児童等が都市計画道路を安全に横断できるように、横断箇所を1箇所増設しました。

3. 桜区役所入口交差点（仮称）の計画変更

桜区役所前の市道と都市計画道路の交差点において、警察協議を行いながら設計を進め、交差点計画を変更しました。（図3）

※横断歩道橋の位置・形状は確定ではありません。

【主な変更箇所】

- 都市計画道路と市道の道路交差形状の変更
- 歩行者の横断方式を変更（平面⇒横断歩道橋）

※横断歩道橋は区役所前のため、バリアフリーを考慮し、昇降箇所にはすべてエレベーターを設置します。

【問合せ先】

◆事業計画について	さいたま市 建設局 土木部 道路計画課	TEL：048-829-1498 FAX：048-829-1988
◆工事について	さいたま市 建設局 南部建設事務所 道路建設課	TEL：048-840-6212 FAX：048-840-6265
◆用地・補償について	さいたま市 建設局 南部建設事務所 用地課	TEL：048-840-6218 FAX：048-840-6265

図1 信号設置等協議箇所（当初計画）

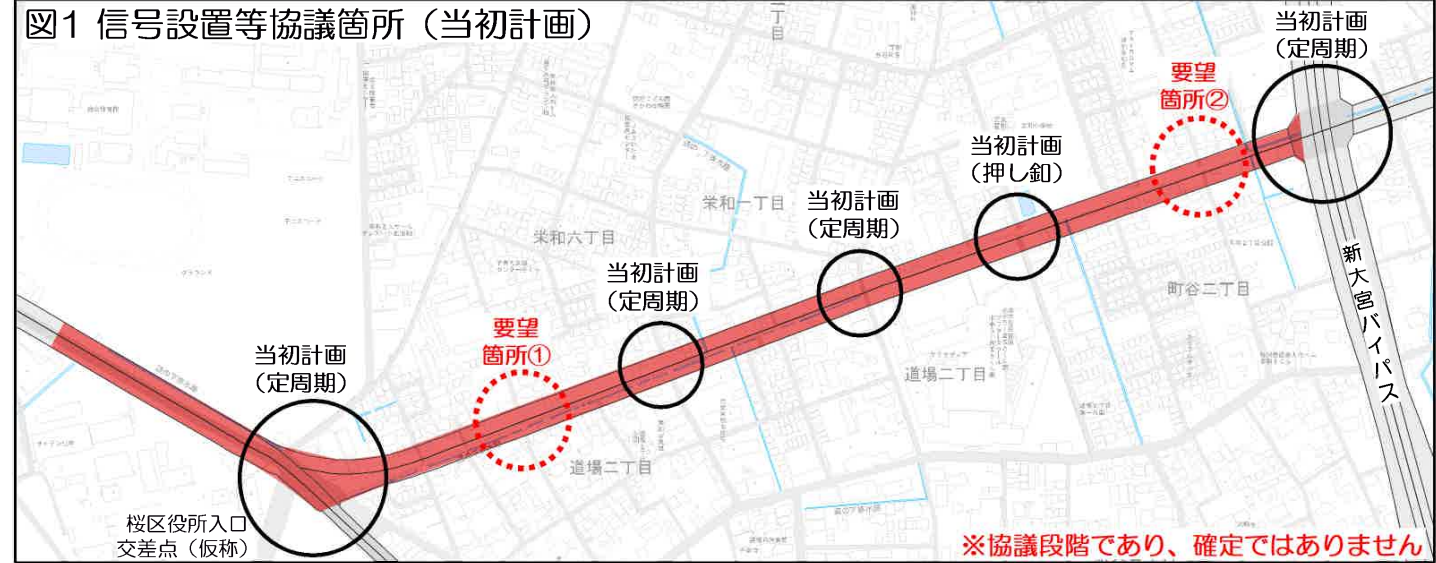


図2 信号設置等協議箇所（変更計画）

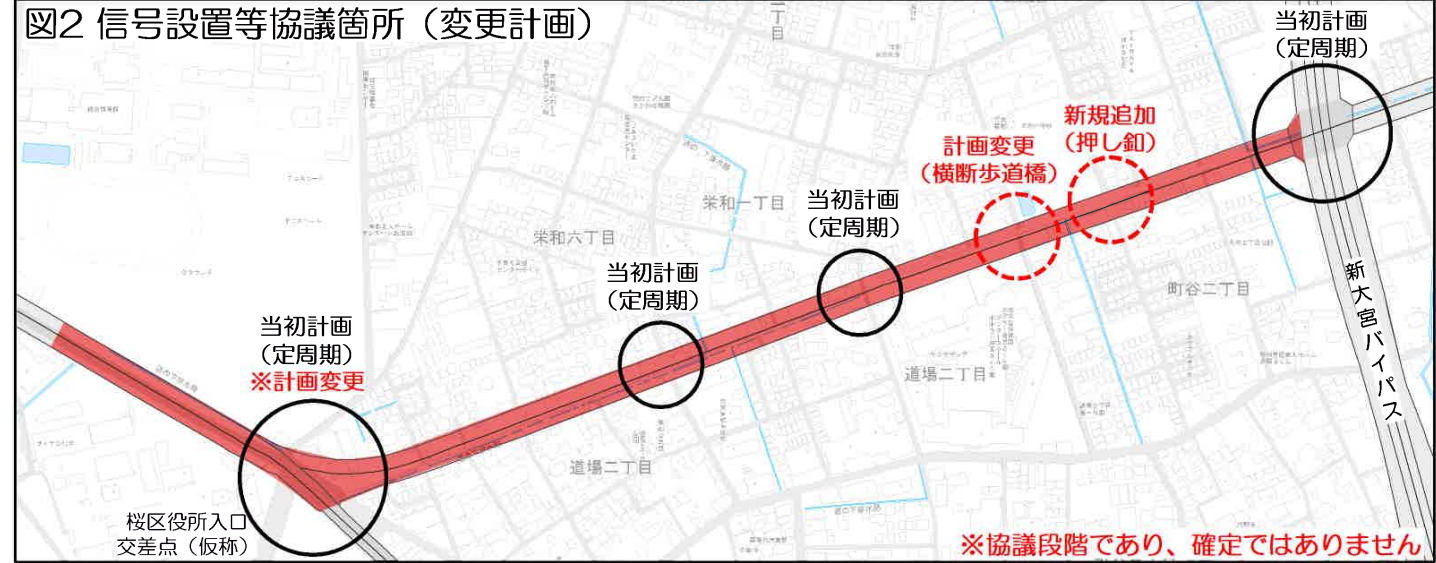


図3 桜区役所入口交差点（仮称）

